

後期高齢者医療標準化及び医療費助成等システム導入に係るコンサルティング業務委託
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「後期高齢者医療標準化及び医療費助成等システム導入に係るコンサルティング業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準および業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の業務概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの参加に係る手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 提案資格者の条件は、次のとおりとする。

- (1) 次のア又はイのいずれかに該当すること。
 - ア 令和3・4年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿において、種目「各種調査企画(320、B:コンサルティング(建設コンサル等を除く))」又は「316:コンピュータ業務」の細目「F:システム調査・企画」の登録が認められている者。
 - イ 令和3・4年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に未登録の者は、参加意向申出書の提出時までに、アの種目について横浜市への入札参加資格申請をしていること。
- (2) 他都市の基幹システム・基盤システムの構築または再構築に関する調査・検討の受託実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始がされている者でないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者
- (6) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の申立てがなされている者(更生又は

再生の着手開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。) でないこと。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施体制
 - (2) 業務実績
 - (3) 業務実施手法の精度・具体性
 - (4) ワークライフバランスに関する取組及び障害者雇用に関する取組
 - (5) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果をもとに、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりにする。
委員長 健康福祉局高齢健康福祉部長
副委員長 健康福祉局生活福祉部長
委員 健康福祉局保険年金課長
健康福祉局保険年金課債権管理推進担当課長
健康福祉局介護保険課長
健康福祉局医療援助課長
デジタル統括本部住民情報基盤課担当課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を、健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和4年11月17日から施行する。